虐待防止規程

株式会社　レアジャパン

虐待防止規程

第１条（目的及び適用範囲）

この規定は、株式会社レアジャパン（以下「会社」という。）における障害児通所支援施設を運営する事業について、虐待防止の発生を未然に防止することを目的として定める。

第２条（基本方針）

会社が行う事業にあたり障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならないことを基本方針とする。

第３条（虐待の定義）

本規程における虐待の定義は以下のとおりとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、火傷を負わせる、椅子や壁に縛り付ける。医療的に必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する　など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する。介助の必要性がないにもかかわらず裸にする。本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる　など
心理的虐待	脅し、屈辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を屈辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する　など

放棄・放任 （ネグレクト）	食事や排泄等の身辺の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させるまたは不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する　など
経済的虐待	本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する希望する使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する　など

第 4 条（虐待防止責任者）

虐待防止責任者を会社に 1 名配置する。

1.前項の身体拘束等適正化責任者を社長とする。

第 5 条（虐待防止組織体制の整備）

1.虐待防止委員会を設置する。

2.虐待防止委員会は少なくとも年に 1 回以上開催するものとし、開催結果については記録保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

3.虐待防止委員会の構成は下記の委員で構成する。

委員長：虐待防止責任者とする。

委　員：障害児通所支援施設の管理者とする。

4.虐待防止の役割

実際に発生した虐待の事例の分析検討をはじめ、虐待防止のための研修プログロム作成等虐待を未然に防ぐ職場環境の確認を行うものとする。

第 6 条（虐待防止の職員研修）

会社では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及、啓発するとともに、その徹底を図るために、従業者に対し、研修を定期的（年 1 回以上）実施するものとする。

第７条（事業所で発生した虐待防止の報告）
1. 事業所で虐待、若しくは虐待と疑われる事案を発見した従業者は、速やかに事業所の管理者に報告する。報告を受けた管理者は、川崎市及び身体拘束等を受けた利用者に係る支給決定市区町村の虐待担当窓口にその旨を通報する。
2.管理者が虐待の加害者になっている場合など、上記 1.の対応が取り難い理由がある場合は、当該事例を発見した従業者が直接所管の市区町村の虐待担当窓口に通報する。
3.虐待を発見し報告した従業者、虐待、若しくは虐待と疑われる事案を市区町村に通報した従業者に対し、このことを理由とするいかなる不利益な取り扱いを行わないものとする。

川崎市通報窓口	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL:044-200-0082　TEL:044-200-3932

第８条（虐待発生時の対応）
1. 事業所で虐待が発生した場合、「第７条（事業所で発生した虐待防止の報告）」のとおり速やかに通報を行うものとする。
2.当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに、身体拘束に関し市区町村からの指導を受けた場合は指示に従い、必要な改善を行うものとする。
3. 虐待事例に関してその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

第９条（その他虐待防止の適正化推進）
1.事業所外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行うものとする。
2.本規程に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国、地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止の適正化の推進に取組ものとする。

附　　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。